

美唄市広報紙広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、美唄市広報紙広告掲載取扱規則（以下「規則」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 規則第2条第5号に規定する広報紙に掲載する広告として適当でないとするものは、次のものをいう。

- (1) 消費者金融の広告
- (2) 選挙関係に関する広告
- (3) 違法な活動を支援又は助長している広告
- (4) 人権侵害又はそのおそれがある広告
- (5) 著しく紙面の調和を損なうと認められる広告
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる広告

(広告掲載の申込み)

第3条 規則第3条第1項に規定する広告掲載の申込みは、次により行うものとする。

- (1) 業種及び広告内容により資格免許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類を添付するものとする。
- (2) 同一申込者が申し込める広告は、1回の申込みにつき広報紙1号ごと1件限りとする。

(広告掲載の審査)

第4条 規則第3条第2項に規定する審査は、次により行うものとする。

- (1) 広告掲載申込者の業務について、特定の免許、証明又は許可などの法的手続がなされているかを申込書の添付書類により確認する。
- (2) 広告内容が、広報紙の広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。

(広告の掲載数)

第5条 規則第6条に規定する広告の掲載数は、広報紙の編集内容に応じて、**最大10枠**とする。

(広告の規格)

第6条 規則第8条に規定する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) スミ1色刷りとする。
- (2) 広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告主が協議の上、決定するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。